

答申第70号
平成22年1月27日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年6月26日付け青総第221号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の法人の設立関係書類に添付された代表者に係る履歴書についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年3月5日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「学校法人〇〇設立認可申請書及び××設置認可申請書に添付されている代表者の履歴が分かるもの」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「学校法人〇〇寄附行為認可申請書に添付されている設立代表者の履歴書」（以下「本件行政文書1」という。）及び「××設置認可申請書に添付されている設立代表者の履歴書」（以下「本件行政文書2」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第7条第3号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年3月18日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年5月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書によると、次のとおりである。

- (1) 学校法人〇〇及び××の設立代表者は、経歴虚偽の重大な事実があり、当時の経歴を偽っている可能性が大きい。
- (2) 可能性がある以上、当時の提出された履歴を確認できる手段がないのはおかしく、うそを書いてもおとがめなしといふのは、到底納得できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

本件行政文書1は、幼稚園の設置主体となる学校法人を設立するため、設立代表者（認可申請者）が県に提出した学校法人寄附行為認可申請書の添付書類であり、本件行政文書2は、個人立の各種学校を設立するため、設立代表者が県に提出した学校設置認可申請書の添付書類であるが、いずれも個人の履歴書であり、その記載内容すべてが条例第7条第3号に定める個人情報に該当し、かつ、同号ただし書きからハマまでに定める例外的に開示すべき個人情報に該当しないことから、これらの文書を不開示情報と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分

において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書1及び本件行政文書2について

- (1) 本件行政文書1は、学校法人〇〇の設立代表者が、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づく学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けるため、認可申請書の添付書類として県に提出した設立代表者個人の履歴書であり、設立代表者の氏名、印影、性別、生年月日、本籍、現住所、電話番号及び学歴・職歴・賞罰並びに履歴書の作成年月日が記載されていると認められる。
- (2) 本件行政文書2は、××の設置者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく各種学校の設置についての認可を受けるため、認可申請書の添付書類として県に提出した設置者個人の履歴書であり、設置者の氏名、印影、生年月日、本籍、現住所、電話番号及び学歴・職歴・賞罰が記載されていると認められる。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件行政文書1及び本件行政文書2に記載されている情報（以下「本件情報」という。）のすべてが条例第7条第3号に該当するとして、本件行政文書1及び本件行政文書2を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

イ 本件情報は、学校法人〇〇の設立代表者及び××の設置者（以下「設立代表者等」という。）に係る氏名や印影などの個人を識別させる情報を含んでおり、全体として特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第7条第3号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、本件情報が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうか検討すると、本件情報が条例第7条第3号ただし書ロ及び同ハに該当しないことは明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書イ該当性について

次に、本件情報が、条例第7条第3号ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

(ア) 学校法人の「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第2項第4号の規定により、学校法人の設立登記に係る登記事項のうちの一つと定められており、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条の規定により、登記所において何人も閲覧等が可能となっている。

(イ) ただし、実施機関の提出した書面によると、「組合等登記令では、登記事項として「設立代表者」は存在しないもの」であって、「学校法人の設立代表者は、あくまでも学校法人設立手続に当たっての代表者であり、学校法人設立後は、当該法人における「代表権を有する者」になるとは限らない」ことが認められる。

(ロ) そうすると、組合等登記令において登記事項となっている学校法人の「代表権を有する者」と、県に対して学校法人の設立認可の手続を行う設立代表者とは、必ずしも一致しないのであるから、学校法人〇〇の設立代表者の氏名などの情報は、法令により公にされている情報であるとまでは認めることはできない。

(ハ) 本件情報のうち、××の設置者に係るものについては、当審査会が調査したところ、学校教育法その他関係法令において、各種学校の設置者の氏名などの公開を義務付ける規定はなく、法令により公にされている情報であると認めることはできない。

- (カ) また、本件情報が、当該学校法人が運営するホームページ等において一般に公表されているといった事実も認められない。
- (カ) これらのことからすると、本件情報は、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(3) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

(4) なお、条例第8条第2項の規定による部分開示の可否について検討すると、本件情報は、設立代表者等の氏名のほか、学歴・職歴・賞罰等の私的な情報が記録されたものであり、部分開示することとなる情報が含まれているとは認められない。

4 その他

(1) 異議申立人は、「学校法人〇〇及び××の設立代表者は、経歴虚偽の重大な事実があり、当時の経歴を偽っている可能性が大きく、当時の提出された履歴を確認できる手段がないのはおかしい」旨主張しているところである。

(2) しかし、当審査会は、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断するのであって、異議申立人が主張する設立代表者等の履歴書の記載の真正性について調査し、判断する立場にはなく、異議申立人の上記主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6 月 29日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 7 月 21日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 7 月 24日 (第157回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 8 月 28日 (第158回審査会)	・ 審査を行った。
平成21年 9 月 18日 (第159回審査会)	・ 審査を行った。
平成21年10月 23日 (第160回審査会)	・ 審査を行った。
平成21年11月 25日 (第161回審査会)	・ 審査を行った。
平成21年12月 16日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年12月 18日 (第162回審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 1 月 22日 (第163回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成22年1月27日現在)